# 第2期旭川市学校教育基本計画 令和5年度(2023年度)事務事業

令和5年(2023年)4月 旭川市教育委員会

# 目 次

# 目標1 子どもたちに未来を生き抜く力を育む

基本施策 1	確かな学力を育成する教育の推進	
取組1	基礎・基本を定着し,	
	学びに向かう力を育む教育の推進	 1
1 – 1	義務教育9年間を見通した	
	「教育課程編成の指針」の作成	 1
1 – 2	少人数学級編制の実施	 1
1 – 3	オンラインサービスを利用した	
	学習支援システムの導入・活用	 2
1 – 4	教員の指導力向上を図る取組の推進	 3
1 – 5	指導体制の充実と学習教材の整備	 4
取組2	新しい時代に対応した教育の推進	 5
2 – 1	英語教育の推進	 5
2 – 2	情報教育の推進	 6
基本施策 2	豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進	
取組3	豊かな心を育む教育の充実	 7
3 – 1	道徳教育の充実	 7
3 – 2	部活動の充実	 7
3 – 3	体験活動の充実	 8
3 – 4	地域の教育資源の活用	 9
取組4	いじめや不登校等への対応の充実	 1 0
4 – 1	「旭川市いじめ防止基本方針」に基づく取組の推進	 1 0
4 – 2	不登校児童生徒への支援の充実	 1 2
取組5	豊かな感性を育み情操を培う教育の充実	 1 3
5 – 1	文化芸術に親しむ機会の提供	 1 3
5 – 2	読書活動の充実	 1 3
5 – 3	各種大会選手派遣費の一部補助	 1 4
5 – 4	旭川市教育奨励賞の表彰	 1 5
5 – 5	地域の教育資源の活用(再掲)	 1 5
5 – 6	部活動の充実 (再掲)	 1 5

取組6	学校体育と学校保健の充実	16
6 – 1	体力の向上や健康の保持増進に関する	
	教員の指導力を高める取組の推進	16
6 – 2	運動能力の向上や運動習慣の	
	定着に向けた取組の推進	16
6 – 3	各種大会選手派遣費の一部補助(再掲)	17
6 – 4	旭川市教育奨励賞の表彰(再掲)	17
6 – 5	健康の保持増進を図る取組の推進	17
取組7	食育と学校給食の充実	• • • • • • • 1 9
7 – 1	食に関する指導の充実	19
7 – 2	地産地消の取組の推進	19
7 – 3	安全・安心な学校給食の提供	2 0
7 – 4	給食費の公会計化の推進	20
基本施策 3	子どもたちの多様な個性を伸ばす教育の推進	
	ふるさと旭川の特徴を活かした教育の充実	2 1
	ふるさと旭川への理解を深める学習の充実	2 1
	ふるさと旭川のよさを生かした	2 1
0 2	キャリア教育の充実	2 2
取組 9	一人一人のニーズに対応した教育の充実	2 3
9 – 1	特別支援学級・通級指導教室の開設	2 3
9 – 2	特別支援教育補助指導員等の配置	2 3
9 – 3	特別支援教育等に関する研修会の開催	2 4
9 – 4	子ども総合相談センター等との連携	2 5
9 – 5	児童生徒の多様性への配慮や	
	帰国・外国人児童生徒への支援	2 5
9 – 6	幼児教育との接続を図る	
	スタートカリキュラムの充実	2 6
目標2 子の	どもたちの学びの環境を整える	
其太旃笙 /	子どもたちの安全対策の充実	
	た機管理体制の整備	27
	・ 危機管理対策マニュアル等に基づく	2 /
10-	1 心機自生が水マニュアル寺に奉うて	27
1 0 -	2 教育情報セキュリティ対策の徹底	2 7
10		<i>- 1</i>

取組11 安全教育と安全対策の充実		2 8
11-1 安全教育の推進		2 8
11-2 通学路の安全確保		2 8
11-3 安全対策の推進	• • • • • • • •	2 9
基本施策 5 教育環境の充実		
取組12 教材・教具の整備		3 0
12-1 教育課程の実施に要する教材・教具の整備		3 0
12-2 ICT環境の整備		3 1
取組13 施設等の改修・維持管理及び耐震化の推進		3 2
13-1 施設設備の改修・修繕		3 2
13-2 法定点検等の実施		3 3
13-3 校舎等の増改築・大規模改修の実施		3 4
取組14 小・中学校の適正配置の推進		3 5
14-1 「旭川市立小・中学校適正配置計画」に		
基づく取組の推進		3 5
14-2 廃校校舎等の跡利用		3 5
取組15 教育機会均等のための経済支援		3 6
15-1 就学援助の実施		3 6
15-2 特別支援教育就学奨励費事業の実施		3 6
15-3 子育て支援会議等への参画		3 7
15-4 オンラインサービスを活用した学習支援	• • • • • • • • •	3 7
目標3 子どもたちをともに育て豊かな学びをつくる		
口味り、「こうたうとこのにはて豆がな子のとうべる		
基本施策6 学びを支える連携・地域との協働の推進		
取組16 学校種間の連携をベースとした		
コミュニティ・スクールの推進		3 8
16-1 コミュニティ・スクールの推進		3 8
16-2 小中連携・一貫教育の取組の充実		3 9
16-3 「旭川市立小・中学校適正配置計画」に		
基づく取組の推進(再掲)		3 9
基本施策 7 学校の教育力の向上		
取組17 教職員がより子どもと向き合える環境づくりの推進		4 0
17-1 「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン」に		1 0
まづく取組の推進 まだく は かんしょう こうしょ こうしょ こうしょ まだん はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう かんしゅう しゅうしゅう かんしゅう しゅうしゅう しゅう		4 0
取組18 学校における指導体制の充実		41
18-1 教員の指導力向上を図る研修の充実		41
18-2 教職員の服務規律の徹底		4 3
エ・ロ・・・ エグルがたくヘンコバスコンノンの「十~ン」目が下げ		1 5

#### 事務事業について

第2期旭川市学校教育基本計画では、基本理念「ふるさと旭川から未来へはばたく子どもの育成」の下、目指す子ども像「自ら考え、仲間とともに学ぶ子ども」、「自分と仲間を愛し、心豊かな子ども」、「心身ともにしなやかでたくましい子ども」の実現に向けて設定した目標、基本施策、取組等を踏まえ、計画を着実に推進していくための事務事業を取組ごとに位置付けまとめています。

なお,事務事業は,財政状況を始め計画の進捗状況や事業成果などを踏まえ,最適な手段を選択するため,毎年度見直します。

#### ◇ 事務事業の見方

# 目標 1 子どもたちに未来を生き抜く力を育む

#### 基本施策1 確かな学力を育成する教育の推進 取組1 基礎・基本を定着し、学びに向かう力を育む教育の推進 **(1**) 義務教育9年間を見通した「教育課程編成の指針」の作成 **(2**) **令和2年度の小学校に続き,令和3年度の中学校で全面実施となった新学習指導要領** 3 に基づく各学校の教育課程編成に資するため, 義務教育9年間を見通した 「旭川市立小・ 中学校教育課程編成の指針」を作成し、適宜、見直しを行います。 第2期 間 R元 R2 R4 R5 R 7 ~ 9 ・総則編の見直し 総則編及び各教科等編 **(4**) 程 各教科等編及び小学 指針の見直し 校指導計画例の作成 ・中学校指導計画例の作成 教育課程編成の指針 教育課程編成の指針 (総則編) の見直し, (総則編, 各教科等 **(5)** 編)の見直し,配付 配付 ○教育課程編成の指針 ○教育課程編成の指針 (各教科等編) 及び 中学校指導計画例の 小学校指導計画例の 作成・配付

#### ① 番号

取組番号ー各取組の事務事業の通し番号 を記載しています。

#### ② 事務事業名

各事務事業名を記載しています。

作成・配付

#### ③ 内容

各事務事業の説明を記載しています。

#### 4 工程表

各事務事業の工程表を記載しています。 事業の方向性や展望などが分かるよう記載 しています。

#### ⑤ 実施状況

各事務事業の実施状況を記載する欄です。 毎年度追記していきます。

# **■標 1** 子どもたちに未来を生き抜く力を育む

#### 基本施策1

# 確かな学力を育成する教育の推進

取組1

基礎・基本を定着し、学びに向かう力を育む教育の推進

#### 1-1 義務教育9年間を見通した「教育課程編成の指針」の作成

令和2年度に小学校,令和3年度に中学校で全面実施となった新学習指導要領に基づ く各学校の教育課程改善に資するため、義務教育9年間を見通して作成した「旭川市 立小・中学校教育課程編成の指針」の見直しを, 適宜行います。

期			第2期				
間	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7∼9
工程表	・総則編の見直し ・各教科等編及び 小学校指導計画	・総則編及び各教科等編 の見直し 中学校指導計画例の		指針の見直し			
表 実施状況	例の作成  ○教育課程編成の指針(総則編)の見直し、配付 ○教育課程編成の指針(各教科等編)及び小学校指導計画例の作成・配付	作成  ○教育課程編成の指針(総則編,各教料等編)の見直し,配付 ○教育課程編成の指針中学校指導計画例の作成・配付	○教育課程編成の指 針(総則編,各教 科等編)の見直し	○教育課程編成の指 針(総則編,各教 科等編)の見直し			

#### 1-2 少人数学級編制の実施

児童の個に応じたきめ細かな指導の充実を図り、生活習慣や学習習慣の早期定着や学年 に応じた学力の定着を図るため, 小学校の一部の学年において, 少人数学級編制を実施し ます。

令和5年度も引き続き、小学校1学年と2学年の32人学級編制を行い、対象校に市費 負担教員を配置します。また、市教委主催研修の受講などにより、市費負担教員の資質能 力の向上を図ります。

期			第2期						
間	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7∼9		
工程		市費負担教員の配置							
表 市費負担教員の経験に応じた研修会への参加									
実施状況	○市費負担教員を配置(合計13人) ・1年 32人学級編制 (3人配置) ・2年 32人学級編制前年持ち上がり (7人配置) ・4年 37人学級編制前年持ち上がり (3人配置) ※3年配置なし	○市費負担教員を配置 (合計10人) ・1年 32人学級編制 (3人配置) ・2年 32人学級編制前年持ち上がり (4人配置) ・3年 37人学級編制 (1人配置) ・4年 37人学級編制 (2人配置)	編制 (8人配置) ・2年 32人学級 編制 (5人配置) ・4年 37人学級	○市費負担教員を配置(合計13人) ・1年 32人学級編制(6人配置) ・2年 32人学級編制(7人配置)					

#### 1-3 オンラインサービスを利用した学習支援システムの導入・活用

児童生徒一人一人の学習の状況に応じ、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図るため、学校や家庭での学習に活用できるオンラインサービスを利用した学習支援システムを全小・中学校に導入し、効果的に活用します。

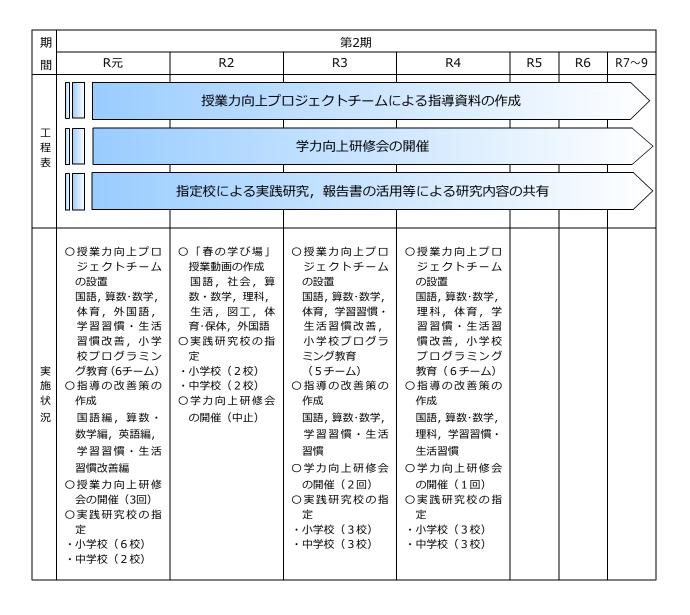
令和5年度も引き続き,導入した学習支援システムを活用し,児童生徒の学びの状況に応じた補充的な学習等の支援や,児童生徒が予習・復習などに自ら取り組む家庭学習の支援を行います。

期			第2期					
間	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7∼9	
工程	学習支持	学習支援システムの一括導入・活用						
表			システムの 見直し	学習支援シス 一括導入・				
実施状況	○学習支援システム の周知・活用 ○学習支援システム に係る小・中学校 教員向け研修の実 施 (各1回)	○学習支援システム の周知・活用	○学習支援システム の周知・活用	<ul><li>○学習支援システム の一括導入</li><li>○学習支援システム の周知・活用</li></ul>				

#### 1-4 教員の指導力向上を図る取組の推進

新学習指導要領で求められる児童生徒の資質・能力の育成に向け、教員の指導力向上を図るため、本市の教員と指導主事で構成する各教科等の授業力向上プロジェクトチームにより、教員向け指導資料を作成するとともに、研修会を開催します。また、現代的な教育課題の実践研究に取り組む学校を指定し、その研究成果の普及を通して、市全体の教育の質の向上を図ります。

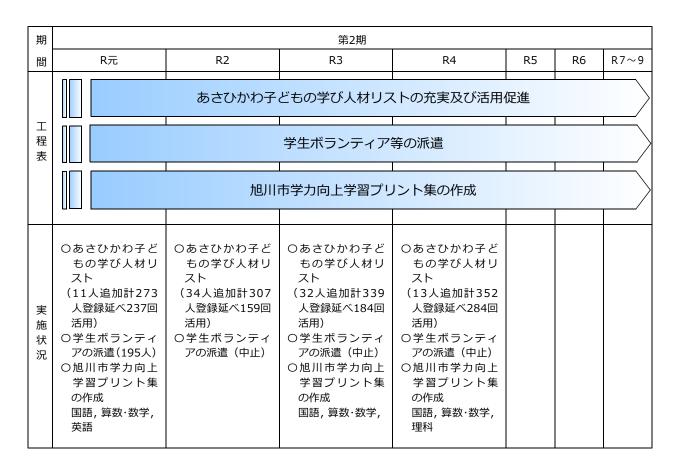
令和5年度は、国語、算数・数学、英語、学習習慣・生活習慣改善等の授業力向上プロジェクトチームを設置し、本市の児童生徒の実態を踏まえた指導資料等を作成します。また、学力向上研修会を開催するとともに、実践研究校の成果等を市内小・中学校に発信します。



#### 1-5 指導体制の充実と学習教材の整備

各学校の学習指導における指導体制の充実や学習教材を整備するため、「あさひかわ子 どもの学び人材リスト」に登録された外部人材の活用を促進するとともに、学生ボラン ティア等の人材を学校に派遣します。また、学校の授業や補充的な学習、家庭学習等で活用できる「旭川市学力向上学習プリント集」を作成します。

令和5年度は、引き続き、各学校における新たな教育資源の発掘を促して「あさひかわ子どもの学び人材リスト」を充実させ、活用を促進するとともに、学生ボランティア等の人材を各学校へ派遣します。また、「旭川市学力向上学習プリント集」について、国語、算数・数学及び英語の質と量の充実を図ります。

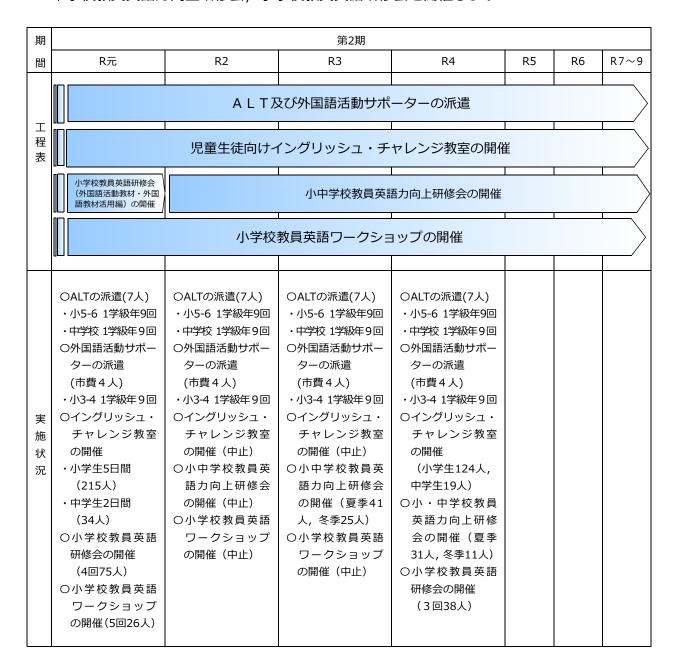


#### 新しい時代に対応した教育の推進

#### 2-1 英語教育の推進

英語教育及び国際理解教育を推進するため、小・中学校に外国人英語指導助手(以下「ALT」という。) や外国語活動サポーターを派遣するとともに、ALTを講師として長期休業中に児童生徒向けのイングリッシュ・チャレンジ教室を開催します。また、教員の英語力向上等を図る研修会を開催します。

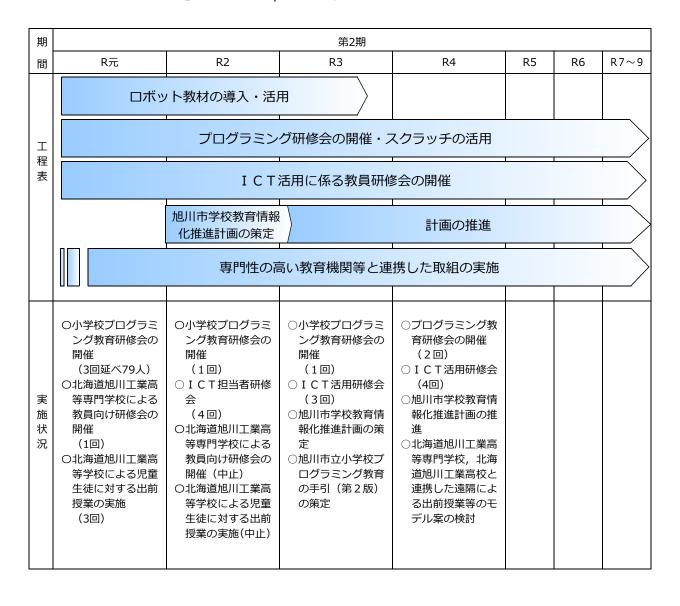
令和5年度は、引き続き、小・中学校にALTを7人、小学校に外国語活動サポーターを市費で4人、派遣します。また、児童生徒向けイングリッシュ・チャレンジ教室や小・中学校教員英語力向上研修会、小学校教員英語研修会を開催します



#### 2-2 情報教育の推進

児童生徒の情報活用能力を育成するため、授業の中でICT機器の効果的な活用や教育コンテンツ等の利用を促すとともに、小学校プログラミング教育の実施や児童生徒1人1台端末の活用に向け、教員向け研修会を開催するほか、ICTやプログラミングに関する専門性の高い市内の教育機関等との連携による取組を実施します。

令和5年度は、引き続き、児童生徒1人1台端末を活用した効果的な指導方法等について教員向け研修会を開催します。また、文部科学省が推奨するプログラミング学習用ソフト「スクラッチ」等を活用し、全小学校においてプログラミング学習を実施します。



# 基本施策2

# 豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

#### 取組3

#### 豊かな心を育む教育の充実

#### 3-1 道徳教育の充実

新学習指導要領の趣旨を踏まえ,各学校において特別の教科道徳を要とする道徳教育の充実が図られるよう,「教育課程編成の指針(特別の教科 道徳編)」の活用を促すとともに,教員の指導力向上を図る道徳科研修会を開催します。

令和5年度は,引き続き,学校訪問等において「教育課程編成の指針(特別の教科道徳編)」の活用を促すとともに,授業参観や研究協議を通じた,道徳科の指導とその評価等に関する研修会を開催します。



#### 3-2 部活動の充実

生徒がスポーツ,文化,科学等に親しんだり,望ましい人間関係を構築したり,自己 肯定感を高めたりするなど,生徒や指導する教員の負担に配慮しつつ,地域人材の活用 や社会教育団体等と連携した指導などによる部活動の充実に取り組みます。

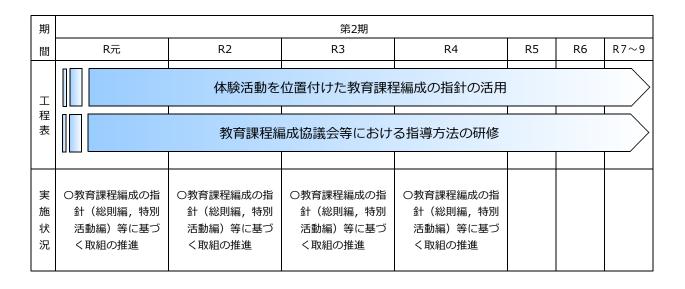
令和5年度は、「旭川市立中学校部活動ガイドライン」に基づき、部活動指導員を中学校に14人配置するとともに、関係者で構成する協議会、市長部局、各競技団体等と連携を図り、今後の本市の部活動の在り方等について検討します。

期			第2期				
間	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7∼9
I		旭川市立	Z中学校部活動ガイ	ドラインに基づく耳	対組の推	進	
程表	旭川市立中学校 部活動ガイドラ インの策定	部活動指導員 の配置	部	3活動指導員の配置拡	充	T	
		検討会の設	定置·開催				
実施状況	○旭川市立中学校部 活動ガイドライン に基づく取組の推 進 ○部活動指導員の配 置 (6校6人)	○旭川市立中学校部 活動ガイドライン に基づく取組の推 進 ○部活動指導員の配 置 (8校8人)	○旭川市立中学校部 活動ガイドライン に基づく取組の推 進 ○部活動指導員の配 置 (9校10人)	○旭川市立中学校部 活動ガイドライン に基づく取組の推 進 ○部活動指導員の配 置(9校11人)			

# 3-3 体験活動の充実

各学校において,児童生徒が自然の大切さ,主体的に挑戦することや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう,自然体験活動やボランティア活動などの体験活動の充実を図ります。

令和5年度は、引き続き、教育課程編成協議会等の各種研修会において、体験活動を効果的に位置付けた「教育課程編成の指針」の活用を促すとともに、体験活動を充実させる指導方法等についての教員の理解の深化を図ります。



#### 3-4 地域の教育資源の活用

地域の教育資源を効果的に活用し、学校の教育活動の充実を図るため、「あさひかわ子 どもの学び人材リスト」や「あさひかわ子どもの学び施設リスト」を作成・配付し、各 学校における発達段階に応じた地域の教育資源の活用を支援します。

令和5年度は、引き続き、リストの更新を行うほか、教育課程改善協議会等の各種研修会において、地域の教育資源の活用を位置付けた「教育課程編成の指針」の活用を促すとともに、指導方法等についての教員の理解の深化を図ります。

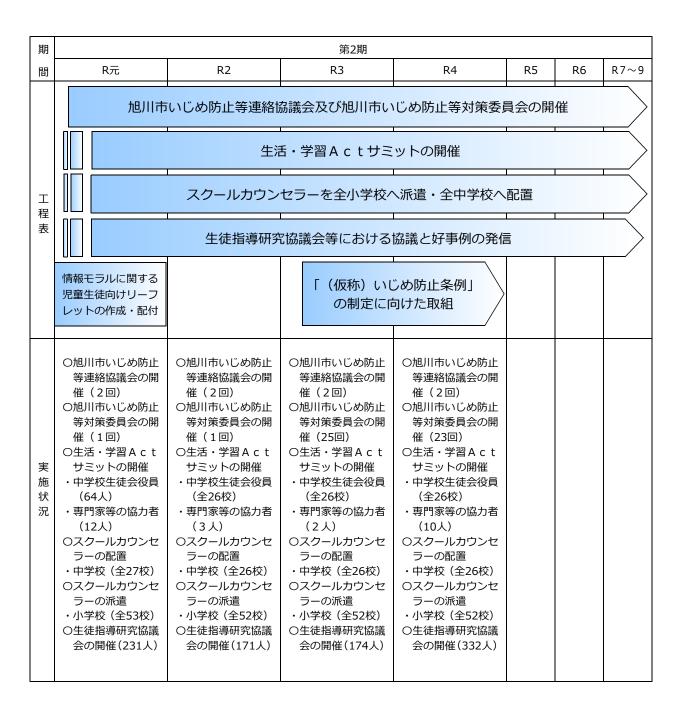
期			第2期				
間	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7∼9
エ	あさび	_	    大材リスト・あさて  F成・配付・更新・	 }かわ子どもの学び 活用促進	 施設リス	ストの	
表		地域の教育資源の	  活用を位置付けた教 	       	 の活用 		
実施状況	○あさひかわ子ども の学び人材リス73 人登録 延べ237 回活用) ○あさびが施設リスとも の学び追加計82施 設登録 延べ396 回利用) ○教育課程編成の指 針(総則編,総合 的な学習の時間 編)等に基づく取 組の推進	○あさひかわ子ども の学び人材リ307 人登録 延べ159 回活用) ○あさびが施設リ計83 施設登録 延べ 169回利用) ○教育課程編成の指 針(総関級の時間 編)等に基づく取 組の推進	人登録 延べ184 回活用) ○あさひかわ子ども の学び施設リスト (1施設減計82施 設登録 延べ156 回利用) ○教育課程編成の指 針(総則編,総合 的な学習の時間	回活用) 〇あさひかわ子ども の学び施設リスト (1施設増計83施 設登録 延べ193 回利用) 〇教育課程編成の指 針(総則編,総合 的な学習の時間			

#### いじめや不登校等への対応の充実

#### 4-1 「旭川市いじめ防止基本方針」に基づく取組の推進

「旭川市いじめ防止基本方針」に基づき、児童生徒が主体となった各学校の取組を支援するとともに、学校や関係機関との連携を図り、いじめの防止等の取組を充実します。そのため、全中学校の生徒会役員等が集まり、児童生徒が主体となったいじめの未然防止等の取組について協議する「生活・学習Actサミット」や、教職員・保護者・関係機関職員が一堂に会し、いじめ問題等について協議する「生徒指導研究協議会」を開催するとともに、全小中学校において、児童生徒の発達の段階に応じた生命(いのち)の安全教育や情報モラル教育等を実施し、いじめの未然防止に向けた取組を行います。また、いじめ問題の早期改善等を図るため、臨床心理士や専門的知識、経験を有するスクールカウンセラーを小・中学校へ派遣・配置し、教育相談体制の充実を図ります。

令和5年度は、いじめ防止に係る本市の基本理念を明らかにし、いじめから子どもの生命と尊厳を守るための施策を推進するため、「(仮称) 旭川市いじめ防止条例」を制定するほか、市として関係機関等と連携し、いじめの防止等の取組を進めるための協議を行う「旭川市いじめ防止等連絡協議会」や、市や教育委員会のいじめ防止等の対策について専門的知見から審議する「旭川市いじめ防止等対策委員会」とともに、市民、関係団体、学識経験者等から意見聴取を行う「旭川市いじめ防止基本方針の改定に係る懇話会」を開催し、「旭川市いじめ防止基本方針」の全面改定に取り組みます。また、引き続き、「生活・学習Actサミット」を開催し、児童生徒が主体となったいじめの未然防止の取組を進めるとともに、スクールカウンセラーの全小中学校への配置・派遣による児童生徒や保護者、教職員への助言や援助など、専門的な知見に基づく支援を行います。加えて、生徒指導研究協議会等において、学校における取組について協議し、好事例を全市に発信するなどして、学校や家庭におけるいじめの防止等や情報モラル教育に係る取組の充実を図ります。



#### 4-2 不登校児童生徒への支援の充実

不登校児童生徒の主体的な学校復帰を促すとともに学習機会を確保するため,不登校及びその傾向にある通室児童生徒一人一人の実態に即した学習や体験活動等を行う旭川市適応指導教室(ゆっくらす)を運営します。また,保護者及び教員等を対象とした講演会を開催するとともに,不登校児童生徒一人一人の学習の状況に応じ,基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図るため,学校や家庭での学習に活用できるオンラインサービスを利用した学習支援システムを全小・中学校に導入し,効果的に活用します。

令和5年度は、引き続き、旭川市適応指導教室において、専任指導員による不登校児童生徒一人一人の実態に即したきめ細かな支援に取り組むとともに、保護者・教員を対象とした不登校児童生徒への理解等を深める講演会を開催します。また、1人1台端末を活用し、不登校児童生徒への学習機会の確保や教育相談の充実に努めます。



#### 豊かな感性を育み情操を培う教育の充実

#### 5-1 文化芸術に親しむ機会の提供

児童生徒が文化芸術の素晴らしさに触れることができるよう,関係部局と連携し,文化芸術に親しむ機会を提供します。また,中学校に和楽器の専門家を派遣し,学習の充実を図る「伝統文化体験事業」を実施します。

令和5年度は、引き続き、小学校6年生を対象としたミュージカル鑑賞教室や中学生を対象とした札幌交響楽団コンサートの鑑賞を実施します。また、中学校に和楽器の専門家 を派遣するとともに、教員向け実技講習会を開催します。

期			第2期					
間	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9	
工程	ミュージカル鑑賞教室・札幌交響楽団コンサートの鑑賞							
表			伝統文化体験事業の	の実施				
実施状況	○ミュージカル鑑賞 教室(2公演) ○札幌交響楽団コン サート(1公演) ○和楽器講師の派遣 中学校(14校) ○教員向け和楽器実 技講習会の開催 (1回)	○ミュージカル鑑賞 教室(中止) ○札幌交響楽団コン サート(中止) ○和楽器講師の派遣 中学校(17校) ○教員向け和楽器実 技講習会の開催 (1回)	○ミュージカル鑑賞 教室(配信視聴) ○札幌交響楽団コン サート(中止) ○和楽器講師の派遣 中学校(17校) ○教員向け和楽器実 技講習会の開催 (1回)	○ミュージカル鑑賞 教室(配信視聴) ○札幌交響楽団コン サート(1公演) ○和楽器講師の派遣 中学校(19校) ○教員向け和楽器実 技講習会の開催 (1回)				

#### 5-2 読書活動の充実

児童生徒の人間性や教養, 想像力等を育むとともに教育課程の効果的な実施に寄与するため, 学校司書を全校に配置し, 児童生徒の読書環境を整備するとともに, 授業に役立つ資料を備え学習支援を行います。また, 司書教諭や学校司書の資質・能力の向上を図る取組を実施します。

令和5年度も引き続き、学校司書を全小・中学校に配置するとともに、学校図書館の整備を進めます。また、読書活動の活性化に向け、司書教諭や学校司書を対象とした研修会を実施します。



#### 5-3 各種大会選手派遣費の一部補助

全道・全国大会に出場する児童生徒の派遣費用の一部を補助します。 令和5年度も引き続き,対象者へ交通費や宿泊費の一部の補助を行います。

期			第2期					
間	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7∼9	
工程表		対象者への補助						
実施状況	○小学生 (215人へ補助) ○中学生 (461人へ補助)	〇小学生 (対象大会中止の ため実績なし) 〇中学生 (対象大会ほぼ全 て中止のため11人 へ補助)	○小学生 (219人へ補助) ○中学校 (462人へ補助)	○小学生 (103人へ補助) ○中学校 (523人へ補助)				

#### 5-4 旭川市教育奨励賞の表彰

文化・スポーツの分野において,優れた実績を挙げた個人や団体に対し,旭川市教育奨励賞を授与します。

令和5年度も引き続き,個人や団体を表彰します。

期	第2期						
間	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7∼9
工 程 表	個人や団体への表彰						
実施状況	○個人 (3人へ表彰) ○団体 (1団体へ表彰)	○個人 (1人へ表彰) ○団体 (該当なし)	○個人 (3人へ表彰) ○団体 (1団体へ表彰)	○個人 (2人へ表彰) ○団体 (1団体へ表彰)			

#### 5-5 地域の教育資源の活用(再掲)

地域の教育資源を効果的に活用し、学校の教育活動の充実を図るため、「あさひかわ子 どもの学び人材リスト」や「あさひかわ子どもの学び施設リスト」を作成・配付し、各 学校における発達段階に応じた地域の教育資源の活用を支援します。

令和5年度は、引き続き、リストの更新を行うほか、教育課程改善協議会等の各種研修会において、地域の教育資源の活用を位置付けた「教育課程編成の指針」の活用を促すとともに、指導方法等についての教員の理解の深化を図ります。

#### 5-6 部活動の充実(再掲)

生徒がスポーツ,文化,科学等に親しんだり,望ましい人間関係を構築したり,自己 肯定感を高めたりするなど,生徒や指導する教員の負担に配慮しつつ,地域人材の活用 や社会教育団体等と連携した指導などによる部活動の充実に取り組みます。

令和5年度は、「旭川市立中学校部活動ガイドライン」に基づき、部活動指導員を中学校に14人配置するとともに、関係者で構成する協議会、市長部局、各競技団体等と連携を図り、今後の本市の部活動の在り方等について検討します。

#### 学校体育と学校保健の充実

#### 6-1 体力の向上や健康の保持増進に関する教員の指導力を高める取組の推進

教員の体力向上に係る指導力の向上を図るため、授業力向上プロジェクトチーム等を活用した研修会を開催します。また、教職員の学校保健に関する知識や技術の向上を図るため、研修会を開催します。

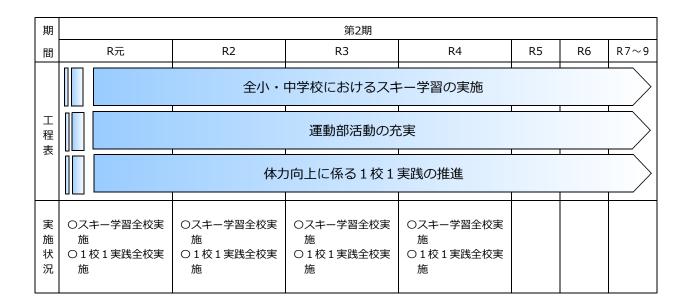
令和5年度は、引き続き、旭川市における児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等の実態を踏まえ、児童生徒の体力向上の推進に向けた取組などについて、体育・保健体育科教員等による理論研修を行います。また、新たな課題に対応した学校保健活動が推進できるよう、「学校保健研修会」を開催し、教職員の日々の対応力等の向上を図ります。

期			第2期				
間	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7∼9
H							
表		学校保健研修会の開催					
実施状況	○小学校教員体育研修会の開催 (28人) ○学校保健研修会の開催(22人)	<ul><li>○小学校教員体育研修会の開催(中止)</li><li>○学校保健研修会の開催(中止)</li></ul>	○体力向上研修会の 開催(107人) ○学校保健研修会の 開催(中止)	○体力向上研修会の 開催(59人) ○学校保健研修会の 開催(47人)			

#### 6-2 運動能力の向上や運動習慣の定着に向けた取組の推進

児童生徒が運動の楽しさやよさを実感し、進んで運動に親しむよう、体育・保健体育の 授業や休み時間等における体力づくりの取組、体育的な行事の充実を図るとともに、学校 や地域の実態に応じた地域人材等の活用による専門的な指導を行います。また、本市の冬 の自然を生かし、全小・中学校において、スキー学習を実施するとともに、運動部活動の 充実や体力向上に係る1校1実践に取り組みます。

令和5年度は、各学校の効果的な実践の周知などを通して、1人1台端末を活用した児童生徒の体力向上や、運動習慣及び生活習慣の改善のための取組を推進するとともに、北海道教育委員会「中学校における部活動指導員配置促進事業」による運動部活動の充実を図ります。また、引き続き、北海道中学校体育連盟の規定に基づく外部指導者の活用を図るほか、全小・中学校における休み時間や体育的行事を通じた体力づくりの取組やスキー学習を実施します。



#### 6-3 各種大会選手派遣費の一部補助(再掲)

全道・全国大会に出場する児童生徒の派遣費用の一部を補助します。 令和5年度も引き続き,対象者へ交通費や宿泊費の一部の補助を行います。

#### 6-4 旭川市教育奨励賞の表彰(再掲)

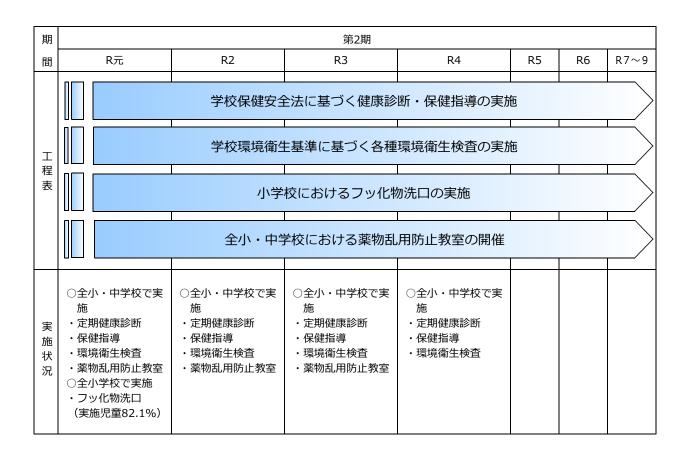
文化・スポーツの分野において、優れた実績を挙げた個人や団体に対し、旭川市教育奨励賞を授与します。

令和5年度も引き続き,個人や団体を表彰します。

#### 6-5 健康の保持増進を図る取組の推進

児童生徒の健康の保持増進を図るため、学校保健安全法に基づき健康診断や保健指導を 実施するとともに、学校環境衛生基準に基づき換気や保温、採光及び照明、水質などの各 種環境衛生検査を実施します。また、児童のむし歯の予防のため、関係者と連携し、小学 校におけるフッ化物洗口事業を実施するほか、薬物乱用防止に対する正しい知識や実践力 を育成するため、学校において薬物乱用防止教室を開催します。

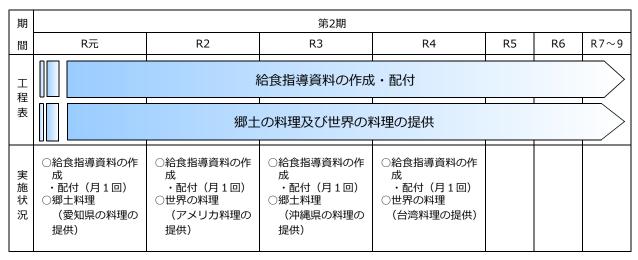
令和5年度も引き続き、健康診断や保健指導、各種環境衛生検査、フッ化物洗口事業を継続するとともに、薬物乱用防止教室の実施に関わり外部講師等を活用した内容の充実について指導・助言を行います。また、新型コロナウイルス感染症については、5類感染症となりますが、引き続き基本的な感染対策を行うとともに、学校で必要な衛生用品を計画的に配備します。



#### 食育と学校給食の充実

#### 7-1 食に関する指導の充実

学校給食を通じ、望ましい栄養バランスや食習慣の重要性、地域の農産物、世界や国内各地の食文化などについて、栄養教諭等の専門性を生かしながら食に関する指導の充実を図ります。令和5年度も引き続き、食文化やふるさと旭川の理解を深められるよう、給食指導資料等を作成し児童生徒に配付するほか、郷土料理として「宮崎県の料理」を提供します。



#### 7-2 地産地消の取組の推進

児童生徒に食と農に関心を持たせるため,「郷土の旬を味わう日」の実施や,旭川産米粉を使用したパンやメニューの提供など,学校給食で使用する食材において地産地消を推進します。

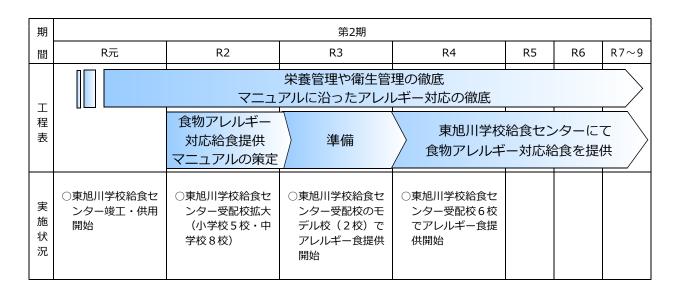
令和5年度も引き続き,旭川産米粉を使用したパンやメニューを給食に提供するほか, 旭川産のりんご,新米を味わう日を設定し,生産者との交流を通じて地元産の食材に関す る理解を深めるなど,地産地消の取組を推進します。

期			第2期						
間	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7∼9		
			米粉パンの提供	供					
工程 表		郷土の旬を味わう日の実施							
	地元産食材の活用の推進								
実施状況	<ul><li>○米粉パンの提供 (年38回)</li><li>○郷土の旬を味わう 日・りんご「つが る」</li><li>・米「ゆめぴりか」</li><li>○寄附食材(地元産 牛肉)の提供 (22校)</li></ul>	<ul><li>○米粉パンの提供 (年39回)</li><li>○郷土の旬を味わう 日・りんご「つが る」</li><li>・米「ゆめびりか」</li><li>○寄附食材(地元産 牛肉)の提供 (18校)</li></ul>	<ul> <li>○米粉パンの提供 (年37回)</li> <li>○郷土の旬を味わう 日・りんご「つがる」</li> <li>・米「ゆめぴりか」</li> <li>○寄附食材(地元産 牛肉)の提供 (25校)</li> </ul>	<ul> <li>○米粉パンの提供 (年36回)</li> <li>○郷土の旬を味わう 日・りんご「つがる」</li> <li>・米「ゆめぴりか」</li> <li>○寄附食材(地元産牛肉)の提供 (20校)</li> </ul>					

#### 7-3 安全・安心な学校給食の提供

安全・安心な給食を提供するため、給食施設・設備の更新を行うとともに、栄養管理や 衛生管理、「旭川市立小中学校におけるアレルギー対応マニュアル」に沿った食物アレル ギー対応の徹底を図ります。

令和5年度は、引き続き、栄養管理や衛生管理、マニュアルに沿ったアレルギー対策に 取り組むほか、東旭川学校給食センター受配校において、食物アレルギー対応給食の提供 を実施します。



#### 7-4 給食費の公会計化の推進

教職員の負担軽減や会計処理に係る透明性の確保などのため,学校給食費の公会計化を推進します。

令和5年度も引き続き,国が示す学校給食費の会計業務に係るガイドラインの検討・策 定に関する指針を踏まえ,公会計化の導入を検討します。

期			第2期				
間	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7∼9
工程表	調査研究		手法の検討			準備・	実施
実施状況	○経費等の積算, 庁 内関係部局等との 協議・情報交換	○経費等の積算,学 校関係者及び庁内 関係部局等との協 議・情報交換	○経費等の積算,学 校関係者及び庁内 関係部局等との協 議・情報交換	○経費等の積算,学 校関係者及び庁内 関係部局等との協 議・情報交換			

### 基本施策3

# 子どもたちの多様な個性を伸ばす教育の推進

#### 取組8

#### ふるさと旭川の特徴を活かした教育の充実

#### 8-1 ふるさと旭川への理解を深める学習の充実

児童生徒が本市について学び、理解を深め、郷土への愛着と誇りを育むことができるよう、小学校社会科副読本「あさひかわ」を作成し、小学校3年生に配付するとともに、「あさひかわ子どもの学び人材リスト」、「あさひかわ子どもの学び施設リスト」を作成し、各学校に配付し、活用を促進します。

令和5年度は、引き続き、小学校3年生に小学校社会科副読本「あさひかわ」を配付するほか、人材リストや施設リストを更新し、各学校における活用を促すとともに、NPO 法人によるバスレンタル事業の提供を通じて、各学校における教科等の学習での旭山動物 園の利用を促進します。

期			第2期				
間	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7∼9
I	社会科副読本の配付社会科副読本						
程	(改訂版)の作成		改訂	版の配付			
表	あさひ	かわ子どもの学びん	I 人材リスト・あさて 活用促進	I ♪かわ子どもの学びi	施設リス	くトの	
実施状況	○社会科副読本の配付(小学校3年生) ○社会科副読本の配付(小学校3年生) ○社会科副読本の改訂 ○あさひかわ子どもの学び人材リス73 人登録, 延で237 回活出のかわ子どもの学び施設リーチンスト(3施設登録, 延べ396回利用) ○NPO法タル事校の近によるが表しているが、スレンタル事校、近べ75回活用)	○社会科副読本の配付(小字で3,4年生)○社会科副読本の改訂○社会科副読本の改訂のかけがは近点がある。 (34人が記録が159回活の学人録がでは、159回がでは、1施設では、169回が、	○社会科副読本の配付(小学な3,4年生)○社会科副読本の改訂○社会科別読本の改訂○あさびかわけま339人登録,2000分別のでは、32人の記述が184回がでは、154のでは、154のでは、156回利のでは、156回利のでは、156回利のでは、156回利のでは、156回利の配信を対象がある。	〇社会科副読本の配付(小学な3,4年生)〇社会科副読本の改訂〇本さびかわけりでは、13大会のでは、13大会がでは、1352大会がでは、13大会がでは、13大会がでは、13大会がでは、13大会がでは、13大会がでは、13大会がでは、13大会がでは、193では、1			

#### 8-2 ふるさと旭川のよさを生かしたキャリア教育の充実

児童生徒が社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることができるよう,ふるさと旭川の教育資源を活用した職場体験や職業講話等の学習を促進するとともに,地域に根ざしたキャリア教育を進めます。

令和5年度は、引き続き、地域の教育資源を効果的に活用した職場体験や職業講話等の教育課程への位置付け、キャリア・パスポートAsahikawaの活用を促進します。

期		第2期							
間	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7∼9		
I	地域の教育資源を活用した関			験や職業講話等の実	[施				
程表	指導計画例の作成 キャリアパ°スポートAsahikawaの作成・配付		‡ャリアバ°	指導計画例の見直 スポートAsahikawaの		<u> </u>			
実施状況	○職業体験や職業講 話の実施 ○キャリア・パス ポートAsahikawa の作成	○職業体験や職業講 話の実施 ○キャリア・パス ポートAsahikawa の配付	○職業体験や職業講 話の実施 ○キャリア・パス ポートAsahikawa の活用促進	○職業体験や職業講 話の実施 ○キャリア・パス ポートAsahikawa の活用促進					

#### 一人一人のニーズに対応した教育の充実

#### 9-1 特別支援学級・通級指導教室の開設

教育上特別の支援が必要な児童生徒に対し適切な指導や支援を行うため,実態等に応じて特別支援学級や通級指導教室を開設します。

令和5年度も引き続き、実態に応じ開設します。

期			第2期					
間	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7∼9	
工程		実態に応じた特別支援学級の開設						
表								
実施状況	○特別支援学級 (合計340学級) ・小学校(234学級) ・中学校(106学級) ○通級指導教室 (26校35教室)	○特別支援学級 (合計365学級) ・小学校(253学級) ・中学校(112学級) ○通級指導教室 (26校35教室)	○特別支援学級 (合計371学級) ・小学校(259学級) ・中学校(112学級) ○通級指導教室 (26校35教室)	○特別支援学級 (合計389学級) ・小学校(267学級) ・中学校(122学級) ○通級指導教室 (27校36教室)				

#### 9-2 特別支援教育補助指導員等の配置

特別な教育的ニーズのある児童生徒に対し,一人一人のニーズを把握し,適切な教育的 支援を行うため,各学校への特別支援教育補助指導員の配置や専門性を有する特別支援教 育専門員の市教委への配置を行います。

補助指導員の配置に当たっては、学校への聞き取りや実地調査により、各学校における児童生徒の支援の状況を確認した上で適正な配置に努めます。また、医療的ケアを必要とする児童生徒の支援を行うため、看護師資格を有する補助指導員を配置します。

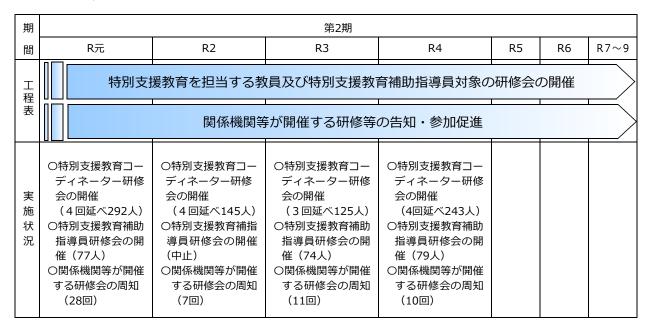
令和5年度も引き続き,特別支援教育専門員及び医療的ケアを必要とする児童生徒に対応する看護師を含む特別支援教育補助指導員の配置を行います。

期			第2期							
間	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7∼9			
工 程 表		実態に応じた特別支援学級の開設								
実施状況	○補助指導員の配置 (合計55校81人) (うち看護師11人) ・小学校 (40校64人) (うち看護師 10人) ・中学校 (15校17人) (うち看護師 1人)	○補助指導員の配置 (合計57校83人) (うち看護師14人) ・小学校 (41校66人) (うち看護師12人) ・中学校 (16校17人) (うち看護	○補助指導員の配置 (合計59校84人) (うち看護師15人) ・小学校 (40校65人) (うち看護師13人) ・中学校 (19校19人) (うち看護師2人)	<ul><li>○補助指導員の配置 (合計57校86人) (うち看護師16人)</li><li>・小学校 (39校68人) (うち看護師14人)</li><li>・中学校 (18校18人) (うち看護師2人)</li><li>○特別支援教育専門 員 1名配置</li></ul>						

#### 9-3 特別支援教育等に関する研修会の開催

児童生徒の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うため、特別支援教育の理解や実践力、関係機関との連携力など、特別支援教育等を担当する教員及び特別支援教育補助指導員の資質・能力の向上を図る研修会を開催するとともに、関係機関が開催する研修会等への参加を促します。

令和5年度も引き続き、特別支援教育に関する研修会の開催に取り組むとともに、関係機関が開催する研修への参加を促します。



#### 9-4 子ども総合相談センター等との連携

特別な教育的ニーズのある児童生徒に対する適切な支援や児童生徒の就学等に係る相談 支援の円滑化を図るため、子ども総合相談センター等の関係機関と連携し、定例的な就学 相談等の情報共有や研修講師の相互派遣など、切れ目のない支援に取り組み、相談支援体 制の充実を図ります。

令和5年度は、引き続き、児童生徒の情報の共有や子ども総合相談センター主催研修を 支援します。また、双方の持つ情報を生かした就学相談等の持ち方を検討するなど、幼児 期から学齢期における成長段階や一人一人の特性に応じた切れ目のない支援の充実を図り ます。

期			第2期				
間	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7∼9
工 程 表		子ども総合	合相談センター等,	関係機関との連携			
実施状況	○子ども総合相談センターと教育委員会のミーティングの実施(1回) ○研修講師の派遣(1回)	○子ども総合相談センターと教育委員会のミーティングの実施(1回) ○研修講師の派遣(1回)	○子ども総合相談セ ンターと教育委員 会のミーティング の実施(2回)	○子ども総合相談セ ンターと教育委員 会のミーティング の実施(4回)			

#### 9-5 児童生徒の多様性への配慮や帰国・外国人児童生徒への支援

児童生徒一人一人の個性が尊重され、よさや可能性が発揮されるよう、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、各学校において、児童生徒の多様性への配慮や帰国・外国人児童生徒への支援を充実します。

令和5年度も,引き続き,教員対象の各種研修会等において,性同一性障害など配慮が必要な児童生徒への支援に関する研修を行います。また,帰国・外国人に対する支援について,国や北海道の動向,先行自治体の取組を調査するなど,検討を進めていきます。

期			第2期							
間	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7∼9			
工程		児童生徒の多様性への配慮に関する研修の実施								
表	帰国・外国人児童生徒の支援体制の整備									
実施状況	○教員研修での性同 一性障害・性的指 向・性自認に係る 児童生徒に対する 対応等に関する講 義の実施(1回) ○性の多様性に関す る研修会 (77人)	○教員研修での性同 一性障害・性的指 向・性自認に係る 児童生徒に対する 対応等に関する講 義の実施(2回) ○性の多様性に関す る研修会(30人) ○日本語ボランティ アの派遣(4人)	○教員研修での性同 一性障害・性的指 向・性自認に係る 児童生徒に対する 対応等に関する講 義の実施(1回) ○性の多様性に関す る研修会(88人) ○日本語ボランティ アの派遣(4人)	○教員研修での性同 一性障害・性的指 向・性自認に係る 児童生徒に対する 対応等に関する講 義の実施(2回) ○性の多様性に関す る研修会(36人) ○日本語ボランティ アの派遣(4人)						

#### 9-6 幼児教育との接続を図るスタートカリキュラムの充実

小学校へ入学した児童が、幼児期の学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を送ることができるよう、全小学校において整備されている「スタートカリキュラム」の充実を図ります。

令和5年度は、幼稚園や保育所等の意見等を参考に、「スタートカリキュラム」の改善に資する具体例等を位置付けた「教育課程編成の指針(総則編)」及び、「教育課程編成の指針(生活編)」の活用を図るとともに、小学校教育課程改善協議会において、幼稚園教育要領のねらいや内容、幼稚園や保育所等と連携を行う重要性等について研修を行います。

期			第2期				
間	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7∼9
工程	教育課程編成の指針 (生活編)の作成	教	育課程編成の指針	(総則編·生活編) <i>0</i>	D活用		
表		小学校教育課程編成(改善)協議会の開催					
実施状況	○小学校教育課程編 成協議会の開催	○小学校教育課程編 成協議会の開催 ○旭川市子ども総合 相談センター研修 事業における講師 派遣	<ul><li>○小学校教育課程編 成協議会の開催</li></ul>	○小学校教育課程改 善協議会の開催			

# 基本施策4

# 子どもたちの安全対策の充実

#### 取組10

#### 危機管理体制の整備

#### 10-1 危機管理対策マニュアル等に基づく危機管理の徹底

「学校教育部危機管理マニュアル」や各学校が作成する「学校安全計画」に基づき,危機の未然防止の取組や事故等の発生における対応のほか,近年多発している自然災害への対応など,危機管理を徹底します。

令和5年度も引き続き,「学校教育部危機管理マニュアル」に基づき,関係機関と連携して危機事態に対応するとともに,必要に応じて各種マニュアル等の見直しを行います。

期			第2期								
間	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7∼9				
工 程 表		マニュアルに基づく危機管理の徹底と適宜見直し									
実施状況	○災害時の対応 ・関係機関との連絡 調整 ・学校への情報提供 (気象)と注意喚起 ・学習支援システム の「連絡メール機 能」の活用	<ul><li>○災害時の対応</li><li>・関係機関との連絡調整</li><li>・学校への情報提供(気象)と注意喚起</li><li>・学習支援システムの「連絡メール機能」の活用</li></ul>	○災害時の対応 ・関係機関との連絡 調整 ・学校への情報提供 (気象)と注意喚起 ・学習支援システム の「連絡メール機 能」の活用	<ul><li>○災害時の対応</li><li>・関係機関との連絡 調整</li><li>・学校への情報提供 (気象)と注意喚起</li><li>・学校向け連絡網 サービスの活用</li></ul>							

#### 10-2 教育情報セキュリティ対策の徹底

文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき,教育情報セキュリティ対策を徹底します。

令和5年度も引き続き、「GIGAスクール構想の実現」を踏まえ改訂した、「旭川市教育情報セキュリティ対策基準」について、管理職対象の会議や各種研修会、学校への通知等により周知し、各学校において職員会議や校内研修等でセキュリティ対策に係る理解を深め、徹底を図ります。

期			第2期				
間	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7∼9
工 程 表		;	 対策基準の周知・循 	姓底			
実施状況	<ul><li>○庁内協力体制の構築</li></ul>	<ul><li>○庁内協力体制の構築</li></ul>	<ul><li>○庁内協力体制の構築</li></ul>	〇庁内協力体制の構 築			

#### 安全教育と安全対策の充実

#### 11-1 安全教育の推進

児童生徒の危険予測能力や危機回避能力を高め,交通事故や犯罪,災害から自らの身を 守る能力の育成に向け,警察等の関係機関と連携した交通安全教室や防犯教室,防犯訓練 とともに,火災や地震,風水害を想定した避難(防災)訓練を実施します。

令和5年度も引き続き、全小・中学校において、関係部局のほか、警察等の関係機関と連携し、交通ルールを遵守する態度の育成や「自らの命は自ら守る」意識を醸成する交通安全教室を実施します。また、防犯や防災への意識の向上を図るため、防犯教室及び防犯訓練を行うとともに、火災や地震に加え、本市の実態に応じ、風水害を想定した避難(防災)訓練を年2回以上行います。



#### 11-2 通学路の安全確保

警察や道路管理者,地域等と連携し,通学路の合同点検や対応策の検討・改善を行い, 登下校における児童生徒の安全確保を図ります。

令和5年度も引き続き、「旭川市通学路安全プログラム」に基づき、交通安全のほか、 防犯、防災も含めた通学路の合同点検等を実施します。

期			第2期				
間	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7∼9
工 程 表		旭川市通学	 路安全プログラムに 	基づく取組の実施	I		
実施状況	<ul><li>○通学路安全プログラムに基づく合同点検の実施(19か所)</li><li>○通学路安全プログラムの見直しの実施</li></ul>	○通学路安全プログ ラムに基づく合同 点検の実施 (17か所)	○通学路安全プログ ラムに基づく合同 点検の実施 (25か所)	○通学路安全プログ ラムに基づく合同 点検の実施 (10か所)			

#### 11-3 安全対策の推進

児童生徒が安心して学校へ通い,地域で過ごすことができるよう,町内会や市民委員会防犯部等の関係団体と連携し、子ども110番の家の旗を設置するとともに、市の公用車を子ども110番の車に指定し、運行します。また、全小・中学校において、PTAや学校支援ボランティア等による登下校時の見守り活動を行うとともに、事故等の未然防止のため「安全マップ」を整備します。

令和5年度も引き続き、児童生徒が危険に遭遇した際の避難場所となる子ども110番の家・車の取組を行うとともに、全小・中学校において、PTAや学校支援ボランティア等による登下校時の見守り活動を行うほか、地域の状況の変化に応じ、学級活動等における児童生徒の安全に係る指導で使用する「安全マップ」について、適宜、更新・見直しを図ります。



# 基本施策5

# 教育環境の充実

取組12

教材・教具の整備

#### 12-1 教育課程の実施に要する教材・教具の整備

各学校の教育課程が適切に実施できるよう,計画的に教材・教具を整備し,学校の教育環境の充実を図ります。

令和5年度も引き続き,各学校の状況や予算に応じ,理科教育設備整備等補助金を活用 した理科実験用教材等の整備など,新学習指導要領に即した教材・教具の計画的な整備を 進めます。

期	第2期										
間	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7∼9				
工程表	教材・教具の計画的な整備										
実施状況	○新学習指導要領に 即した教材・教具 の整備 ○理科教象教材の 計量を対象を ・中学校5校) ○プログラミング教育に係導入(8台, 小学校53校で活 リトの導入(8台, 小学校53校で活用)	○新学習指導要領に 即した教材・教具 の整備 ○理科教象教材の購入(小学校10校, 中学校6校) ○プログラミング教育に係導入人の登入(8台, 小学校52校で活用)	○新学習指導要領に 即した教材・教具 の整備 ○理科教育設備等補 助金対象教材の購入(小学校5校) ○プログラミング教育に係導入人型ロボットの導入(8台, 小学 校52校で活用)	○新学習指導要領に 即した教材・教具 の整備 ○理科教育設備等補 助金対象教材の購入(小学校10校, 中学校5校)							

#### 12-2 ICT環境の整備

国の「2018年度以降の学校における I C T 環境の整備方針」や「G I G A スクール構想の実現」を踏まえ、大型提示装置や校内通信ネットワーク、可動式コンピュータ(タブレット)の整備など、学校における I C T 環境の計画的な整備を行います。

令和5年度も引き続き,「GIGAスクール構想」で整備した1人1台タブレット端末の円滑な運用を図るとともに、引き続き大型提示装置の配備・老朽更新等についての整備を進めます。

期	第2期								
間	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9		
工程表	大型提示装置の	)整備(普通教室)		特別教室への整備					
		Nの環境整備 特別教室)							
	可動式コンピュータ(タブレット)への更新(PC教室)	G I G A スクール構想の実現 に基づく1人1台端末整備							
実施状況	○大型提示装置の整備・小学校室(93.8%)特別教室(25.2%)・中普通(25.2%)・中普通(100教室(100教室(100教室(38.3%)○無編しの無備・新可動(の更備・新可動(の更新なししュー)への更新ないに、PC教室・新規更新なし。・新規更新なし、・新規更新なし、・新規更新なし、・新規更新なし、・新規更新なし、・新規更新なし、・新規更新なし	<ul> <li>○大型提示装置の整備</li> <li>・小学校室(100%)特別教室(43.6%)・中普通(100%)特別教室(100%)特別教室(100%)特別教室(38.7%)</li> <li>○無線LAN環境の整備</li> <li>・GIGAスクール備の要素がは、では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、</li></ul>	<ul> <li>○大型提示装置の整備</li> <li>・小学校 普通教室 (100%) 特別教室 (74.8%)</li> <li>・中学校 普通教室 (100%) 特別教室 (66.2%)</li> </ul>	<ul> <li>○大型提示装置の整備</li> <li>・小学校 普通教室 (100%) 特別教室 (83.0%)</li> <li>・中学校 普通教室 (100%) 特別教室 (69.7%)</li> </ul>					

# 施設等の改修・維持管理及び耐震化の推進

## 13-1 施設設備の改修・修繕

校地・校舎の維持及び良好な教育環境の保持のため、施設設備の劣化、故障などに対し、状況に応じた改修、修繕を行います。

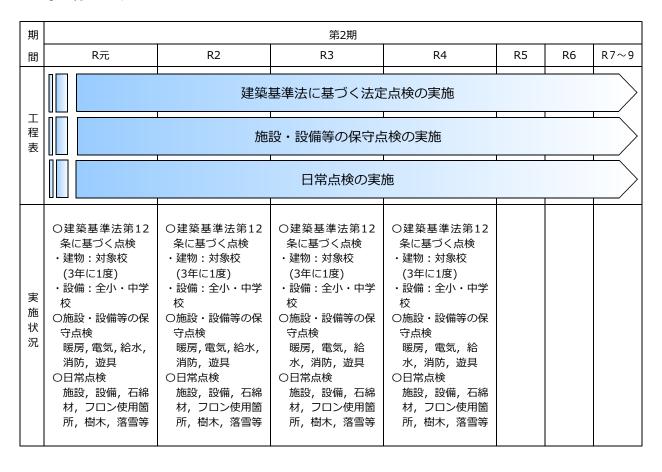
令和5年度は、引き続き、校舎、体育館を始め、電気、給水、暖房、通信などの各設備のほか、グラウンド、フェンス、遊具等について、学校と連携しながら必要な改修や修繕を行います。

期							
間	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7∼9
工程表		長寿命化計画の策定	長寿命化計	画に基づく施設設備	前の改修,	,修繕	
実施状況	○改修工事 ・受変電設備改修 (日章小ほか3校) ・地下貯蔵タンク改修(雨紛小) ○修繕 ・給排水設備 ・暖房設備 ・消防設備 ・ドイレ手修繕	○改修工事 ・受変電設備改修 (六合中ほか3校) ○修繕 ・給排水設備 ・暖房設備 ・消防設備 ・ドッドでは、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○改修工事 ・受変山東がでで、では、でででででででででででででででででででででででできます。 ・地でででででででできます。では、できます。では、できます。では、できます。では、できます。では、できまりででできます。では、できまりででできます。では、できまりでできます。では、できまりでできます。では、できまりでできます。では、できまりでできます。では、できまりでできます。できまりでできます。できまりでできます。できまりでは、できまりでは、これでは、できまりでは、これでは、できまりでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	○改修工事 ・受変電が・高沢小)・グラウ(知事のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで			

### 13-2 法定点検等の実施

学校施設の適正な管理及び児童生徒の安全確保のため、法令等に基づく建物、暖房・電気・給水・消防の設備の点検、遊具などの保守点検、その他の各種の日常点検などを行います。

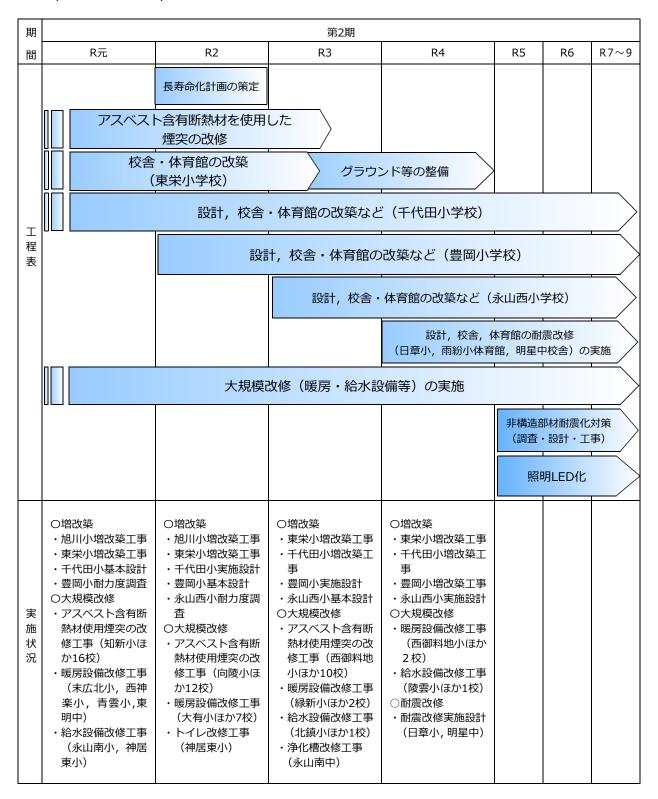
令和5年度も引き続き、建築基準法に基づく法定点検を始め、他の法令等に基づく各種 点検や倒木・落雪のおそれがないかなどの日常点検など、学校と連携しながら必要な点検 等を行います。



### 13-3 校舎等の増改築・大規模改修の実施

安全で安心して過ごすことができ,良好な学習及び生活環境となるよう,耐震性のない 校舎等の増改築及び老朽化した暖房・給水設備等の大規模改修を行います。

令和5年度は、引き続き、改築予定校の増改築や大規模改修を予定している学校の工事を実施するとともに、照明や体育器具、窓ガラスなどの非構造部材の耐震化を図るため調査、設計に着手し、併せて照明のLED化を進めます。



## 小・中学校の適正配置の推進

## 14-1 「旭川市立小・中学校適正配置計画」に基づく取組の推進

「旭川市立小・中学校適正配置計画」に基づき,小・中学校の統廃合及び通学区域の見直しを行います。

令和5年度も引き続き,第2期対象校(第1期に未了となった統廃合及び通学区域の見直しを含む。)の統廃合及び通学区域の見直しを行います。

期			第2期				
間	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7∼9
工程	第1期対象校の統廃合・通学区域見直し		第2期対象 統廃合・通学区				第3期
表	計画見直し					計画 見直し	}
実施状況	○統廃合 (旭川第2小・旭川 第2中) ○通学区域の見直し (旭川第3小・共 小・東光小) ○計画の改対 ・第2期対象を はる第2期対象を に,未了となった 第1期対なた 加	○通学区域の見直し (旭川小・旭川第 5 小)	<ul><li>○統廃合に係る取組</li><li>・保護者意見交換会 や保護者,地域へ のアンケートを実 施</li></ul>	○統廃合 (旭川第 1 小)			

### 14-2 廃校校舎等の跡利用

統合により廃校となった校舎の跡利用に向け, 跡利用希望者を募集します。

令和5年度も引き続き廃校校舎の情報を旭川市のホームページへ掲載するほか,旧雨紛中学校跡の利活用を進めるため公募を実施するなど,跡利用希望者を募集し,廃校校舎等の有効活用を図ります。

期			第2期				
間	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7∼9
工 程 表			跡利用希望者の	募集			
実施状況	○廃校校舎等の情報 のHPへの掲載 (通 年)	○廃校校舎等の情報 のHPへの掲載 (通 年)	○廃校校舎等の情報 のHPへの掲載(通 年) ○旧旭川第2中学校 校舎等利活用につ いて公募を実施 ○サウンディング型 市場調査を実施	○廃校校舎等の情報 のHPへの掲載(通 年) ○旧旭川第2中学校 校舎等の利活用を 開始			

## 教育機会均等のための経済支援

## 15-1 就学援助の実施

経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため,学用品費や修学旅行費,学校給食費など学校教育に係る費用の一部を援助します。

令和5年度も引き続き、全保護者への申請書の配付に加え、ポスターの掲示や旭川市公式SNSを活用するなど、制度の周知を図ります。

期		第2期						
間	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7∼9	
工程表		就学援助の実施						
実								
施	○就学援助認定者数	〇就学援助認定者数	〇就学援助認定者数	〇就学援助認定者数				
状	・小学校(2,701人)	・小学校 (2,528人)	・小学校 (2,471人)	・小学校 (2,296人)				
況	・中学校 (1,599人)	・中学校 (1,499人)	・中学校 (1,414人)	・中学校(1,290人)				

### 15-2 特別支援教育就学奨励費事業の実施

小・中学校の特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費を支給します。

令和5年度も引き続き,学校給食費や修学旅行費,校外活動費などの費用の一部を支給します。

期		第2期							
間	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R 7 ∼ 9		
工程表		<u>}</u>	持別支援教育就学	奨励費の支給					
実施状況	○特別支援教育就 学奨励費認定者 ・小学校 (574人) ・中学校 (209人)	○特別支援教育就 学奨励費認定者 ・小学校 (675人) ・中学校 (205人)	○特別支援教育就 学奨励費認定者 ・小学校 (754人) ・中学校 (224人)	○特別支援教育就 学奨励費認定者 ・小学校 (818人) ・中学校 (284人)					

### 15-3 子育て支援会議等への参画

子育て支援部等の関係部局や関係期間との連携により,教育機会の均等確保など子どもの貧困対策に関わる課題や子ども・保護者を取り巻く状況等の情報を共有するため,子育て支援会議等の会議に参画します。

令和5年度も引き続き、これらの会議などを通じて、関係部局や関係機関と情報を共有するなど連携し、子どもが健やかに育つ環境の充実を図ります。

期			第2期				
間	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7∼9
工程表			各種会議等への	参画			
実施状況	<ul><li>○子育て支援会議幹事会</li><li>○子育て支援部・教育委員会意見交換会</li><li>○医療・教育・行政ネットワーク連絡会</li></ul>	○子育て支援会議幹 事会 ○子育て支援部・教 育委員会意見交換 会 ○医療・教育・行政 ネットワーク連絡 会	○子育て支援会議幹 事会 ○子育て支援部・教 育委員会意見交換 会 ○医療・教育・行政 ネットワーク連絡 会	〇医療・教育・行政 ネットワーク連絡 会			

### 15-4 オンラインサービスを活用した学習支援

経済的な理由によらず,どの児童生徒にも学習機会を確保するため,オンラインサービスを利用した学習支援システムを活用し,学習支援を行います。

令和5年度も引き続き,学習支援システムを活用し,補充的な学習等の支援に取り組みます。

期			第2期				
間	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7∼9
工 程 表		学習	       	る学習支援			
実施状況	○学習支援システム の周知・活用 ○学習支援システム に係る小・中学校 教員向け研修の実 施(各1回)	○学習支援システム の周知・活用	<ul><li>○学習支援システム の周知・活用</li><li>○学習支援システム 見直しに係るモデ ル校での試行 (6校)</li></ul>	○学習支援システム の周知・活用 ○学習支援システム に係る小・中学校 教員向け研修の実 施(各1回)			

# 子どもたちをともに育て豊かな学びをつくる

# 基本施策6 学びを支える連携・地域との協働の推進

## 取組16

# 学校種間の連携をベースとしたコミュニティ・スクールの推進

## 16-1 コミュニティ・スクールの推進

児童生徒や学校を取り巻く複雑化,多様化した状況に対応するため、学校と地域が力を合わせて児童生徒を育むコミュニティ・スクール(以下「CS」という。)の導入を進め、令和3年度に全小・中学校への導入を完了しました。

令和5年度も引き続き、学校運営協議会委員等を対象に研修会を実施するなど、取組の 充実を図ります。

期			第2期						
間	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7∼9		
	CSG	の導入拡充		導入率100%	維持				
工程	CS説明会の実施	(新規導入地域・学	学校)						
表			CSの取組の充乳	美					
	C S に係る研修の実施								
実施状況	○学校運営協議会の 設置(49校) ○導入地域説明会 (16回) ○地域まちづくり推 進協議会との意見 交換(9地域) ○研修会(1回) ○市民説明会(1回) ○成果報告会(1回) ○担当者による学校 訪問	○学校運営協議会の 設置(12校) ○導入地域説明会 (19回) ○地域まちづくり推 進協議会との連携 (7地域) ○研修会(1回) ○担当者による学校 訪問	○学校運営協議会の 設置(9校) ※全校完了 ○学校運営協議会開 催状況等調査の実 施 ○研修会(1回) ○担当者による学校 訪問	○学校運営協議会開 催状況等調査の実 施 ○研修会(1回) ○担当者による学校 訪問					

## 16-2 小中連携・一貫教育の取組の充実

各中学校区において, PDCAサイクルに基づき, 前年度の取組の成果等を踏まえながら, 9年間を見通した系統的な教育活動を推進します。

令和5年度も、引き続き、各学校に小中連携・一貫教育推進プラン実践シートを配付するなど、各中学校区の取組の充実を図ります。

期							
間	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工程表	プランに基づく取組の推進						
	連携コーディネー ターによる助言 /		小中連携・一貫教育の取組の充実				
衣	研修の実施						
実施状況	○27中学校区全てにおいて9年間動を実施である。 でおいて9年間動を実施ではた数でではまた。 一次ではたりでは、一貫では、一貫では、一大のでは、一大のでは、一大のでは、一貫では、一貫では、一手では、一手では、一手では、一手では、一手では、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つ	○26中学校区全て において9年間を 通じた教育活動を 実施 ○小中連携・一貫教 育推進プラン実践 シートの配付 ○担当者による学校 訪問	○26中学校区全て において9年間を 通じた教育活動を 実施 ○小中連携・一貫教 育推進プラン実践 シートの配付 ○担当者による学校 訪問	○26中学校区全て において9年間を 通じた教育活動を 実施 ○小中連携・一貫教 育推進プラン実 シートの配付 ○担当者による学校 訪問			

## 16-3「旭川市立小・中学校適正配置計画」に基づく取組の推進(再掲)

「旭川市立小・中学校適正配置計画」に基づき,小・中学校の統廃合及び通学区域の見直しを行います。

令和5年度も引き続き,第2期対象校(第1期に未了となった統廃合及び通学区域の見直しを含む。)の統廃合及び通学区域の見直しを行います。

## 教職員がより子どもと向き合える環境づくりの推進

# 17-1 「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン」に基づく取組の実施

児童生徒の豊かな学びや成長に向け、教職員が心身ともに健康でいきいきと児童生徒と 向き合うことができる環境づくりのため、「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン(第 2期)」に掲げる目標の達成に向け、プランに位置付けた4つの重点取組を進めます。

令和5年度は、学校閉庁日の設定や教員業務支援員、学習指導員の配置、学校への業務依頼等の精選や見直し、中学校の部活動指導員の配置や教職員の勤務時間の把握、共同学校事務室の全市設置など、プランに位置付けた具体的な取組を進めるほか、各学校の実態に応じた取組や教育委員会が行う学校をサポートする取組を進めます。

期			第2期				
間	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工 程 表		プラン	に基づく具体的取約	Lの実施 Lの実施			}
実施状況	○「旭川市方」庁ででは、 「地川市方」庁での意 ・・教理研職を対すの動物では、 ・・教理研験を対すの動物では、 ・・教には、 ・・ののでは、 ・ののでは、 ・	〇「旭川市方」 「旭川市方」 「ででするでは、 「地川市方」 「ででするでででするです。 ・ででするでででするででです。 ・ででするででするでするでです。 ・ででするでは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででいるでは、 ・ででいるでは、 ・ででいるでは、 ・ででいるでは、 ・ででいるでは、 ・ででいるでは、 ・ででいるでは、 ・ででいるでは、 ・ででいるでは、 ・ででいるでは、 ・ででいるでは、 ・ででいるでは、 ・ででいるでは、 ・ででいるでは、 ・ででいるでは、 ・ででいるでは、 ・ででいるでは、 ・ででいるでは、 ・ででいるでは、 ・ででいるでは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・でででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・でででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・でででは、 ・でででは、 ・でででは、 ・でででは、 ・でででは、 ・ででででは、 ・でででは、 ・でででは、 ・でででは、 ・でででは、 ・でででは、 ・でででは、 ・ででは、 ・ででででででは、 ・でででは、 ・でででは、 ・でででは、 ・でででは、 ・でででは、 ・ででででは、 ・でででは、 ・でででは、 ・でででは、 ・でででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・でででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・でででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・でででは、 ・	〇「旭川市方」 「地川市方」 「市方」 「市方」 「中でである。 「地川市方」 「中でのでは、 でいる、 でいる。 でいる、 でいる。 でいる、 でいる。 でいる、 でいる	○「旭川市立 「旭川市方」 「地川市方」 「でである。 「地川市方」 「でである。 「でである。 「ででする。 「でででする。 「でででする。 「でででする。 「でででする。 「でででする。 「でででする。 「でででする。 「でででする。 「でででする。 「でででする。 「でででする。 「ででででででする。 「でででする。 「でででする。 「でででする。 「ででででででででする。 「でででする。 「でででする。 「ででででででででする。 「でででする。 「ででする。 「でででする。 「でででする。 「でででする。 「でででででする。 「でででする。 「でででする。 「でででする。 「ででででででででする。 「でででする。 「ででする。 「ででする。 「ででする。 「ででする。 「ででする。 「ででする。 「ででする。 「ででする。 「ででする。 「ででする。 「ででする。 「ででする。 「ででする。 「ででする。 「ででする。 「ででする。 「ででする。 「ででですででででででででででででででででででででででででででででででででで			

## 学校における指導体制の充実

### 18-1 教員の指導力向上を図る研修の充実

教員の指導力向上を図るため、「旭川市教員研修計画」に基づき、経験年数に応じた法 定研修や専門性を高める研修会を開催するとともに、様々な研修の機会を提供できるよう 北海道教育委員会や上川教育研修センター、旭川市教育研究会等の関係機関・団体との連 携を図ります。

令和5年度は、研修計画に基づき、法定研修である初任段階教員研修(1年次~5年次)や中堅教諭等資質向上研修のほか、学校運営や生徒指導に関する研修、旭川市教育委員会で独自に開催するいじめ防止対策研修会、小中学校教員英語力向上研修会などの専門性を高める各種研修会を開催するとともに、北海道教育委員会や上川教育研修センター、旭川市教育研究会等の関係機関・団体との連携により、多様なニーズに応える研修の機会を提供します。

期			第2期				
間	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7∼9
	旭川市教員研修計画の策定		計画の見直し・	改善改善			
程表		法定研	修や専門性を高める	る研修会の開催		I	
		関係機関・	団体との連携によ	る研修機会の提供		<del> </del>	
実施状況	〇 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇 で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	〇 ○ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			

## 18-2 教職員の服務規律の徹底

児童生徒や保護者,地域住民から信頼される学校づくりに向け,教職員の服務規律保持の徹底を図ります。

令和5年度も引き続き、法定研修など各種研修において、服務規律に関する内容を取り扱うほか、不祥事防止に関する通知を発出し、意識の向上を図ります。また、各学校の校内組織を活用し、組織的・計画的に教職員の服務規律保持の徹底を図ります。

期		第2期							
間	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7∼9		
工程表		服務規律の徹底に係る取組の実施							
実施状況	○各種研修や校長会 議等での服務規律 に関する指導 ○服務規律に関する 通知の発出	○各種研修や校長会 議等での服務規律 に関する指導 ○服務規律に関する 通知の発出	○各種研修や校長会 議等での服務規律 に関する指導 ○不祥事防止に関す る通知の発出	○各種研修や校長会 議等での服務規律 に関する指導 ○不祥事防止に関す る通知の発出					